

令和3年11月5日開催

調 査

経済福祉常任委員会資料

- 調査事件6 令和4年度以降の岩部クルーズ運航事業と両記念館を含めた指定管理者制度の導入について

産業課

調査事件 6 令和4年度以降の岩部クルーズ運航事業と両記念館を含めた指定管理者制度の導入について

I 令和4年度以降の岩部クルーズ運航事業について

1 経緯について

岩部クルーズ運航事業については、平成30年度からスタートし、試験運航で町民の方々に無料で乗船していただき、また、クルーズ船運航マニュアル作成やプロモーション活動を行っております。令和元年度から新造船を使用し本格的な運航を開始しております。

しかし、昨年から続いております新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、緊急事態宣言発令期間の運休を余儀なくされるなど、1年を通じて完全な運航に至っていない状況にあります。

そのような中であっても、国の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を有効に活用した“元気プロジェクト”による“Go To エラベル”などの実施により着実に利用者の増加に繋がっております。

これまでのプロモーション活動や多くのマスコミに取り上げられたことにより、青の洞窟を中心とした岩部海岸を周遊する「岩部クルーズ」が広く認知されてきているものと考えております。

2 岩部クルーズ運航事業について

岩部クルーズの運航については、現在、一般社団法人福島町まちづくり工房へ管理運営を委託しており、令和元年度から令和3年度の3か年の運航実績は、次のようになっております。

ただ、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言などにより、令和2年度の運航開始時期が当初の4月から6月にずれ込み、また、令和3年度においても5月から6月にかけての緊急事態宣言を受けて約1か月間運休するなど変則的な運航が2年間続いた実績となっております。

令和3年度の実績では、営業日数130日に対し、出航日数は62日となっており、出航率は47.7%となりました。また、出航回数は143回で1日平均の出航回数は2.3回となり昨年より0.4回増えております。

乗船人数については、1,525人で昨年の1,207人に比べて318人の増、率にして26.3%の伸びとなり、それに伴い乗船料収入も3,684,500円と増加し、対前年比で1,618,750円、78.4%の増となっております。

①年度別運航状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営 業 期 間	135日	136日	130日
出 航 日 数	57日	57(14)日	62日
出 航 率	42.2%	41.9%	47.7%
出 航 回 数	111回	110回	143回
1日平均出航回数	1.9回	1.9回	2.3回
予 約 数	1,603人	3,036人	2,829人
乗 船 人 数	966人	1,207人	1,525人
有 料 乗 船 人 数	741人	734人	1,304人
1回平均乗船人数	8.7人	11.0人	10.7人
1日平均乗船人数	16.9人	21.2人	24.6人
乗 船 料 収 入	2,068,750円	2,065,750円	3,684,500円
1日平均乗船料	36,293円	48,040円	59,427円

※1 令和元年度及び2年度は6月から運航開始している。

※2 令和2年度の出航日数の()内の数字は、無料乗船期間(元気プロジェクト)の日数となっており、同年度の1日平均乗船料は、無料分を除いて算出している。

※3 令和3年度は5月16日～6月20日まで緊急事態宣言により運休としている。

②月別運航日数実績

(単位：日)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
令和元年	—	—	12	12	17	11	5	57
令和2年	—	—	14	16	11	8	8	57
令和3年	0	6	7	17	10	16	6	62

※令和3年度は4月29日～10月11日までの営業期間

③令和3年度回数別利用日数状況

回 数	日 数	割 合
1回	15日	24.2%
2回	15日	24.2%
3回	30日	48.4%
4回	2日	3.2%
計	62日	100.0%

③地域別乗船者数実績

(単位：人)

区分	町内	近隣町	函館	札幌	他道内	道外	合計
令和元年	520			125 (13%)	86 (9%)	235 (24%)	966
	(54%)						
令和2年	53	57	663	304 (25%)	57 (5%)	73 (6%)	1,207
	773 (64%)						
令和3年	117	52	704	272 (18%)	133 (9%)	247 (16%)	1,525
	873 (57%)						

3 岩部地区交流センター施設管理について

岩部地区交流センターについては、岩部地区の町内会館と岩部クルーズの管理棟的な二つの役割を担っており、現在、一般社団法人福島町まちづくり工房に管理を委託しております。

施設の主な利用は、クルーズ事業の乗船受付及び利用者の休憩所として活用されており、また、最近ではクルーズ乗船者人数に加え、商品開発した商品の購入等で来館するお客様も利用されるなど、岩部クルーズの拠点施設としての役割が大きくなっております。

また、冬季における除雪業務についても併せて委託しております。

なお、施設の利用状況は、次の表のとおりです。

①施設利用実績

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
令和元年	0	0	162	126	361	262	61	0	972
令和2年	0	0	397	324	258	171	98	11	1,259
令和3年	0	130	144	417	290	397	157	0	1,535

4 令和3年度岩部クルーズ予算内訳及び物販状況について

一般社団法人福島町まちづくり工房へ委託している岩部クルーズと岩部地区交流センターの予算及び同法人による岩部地区交流センターでの物販状況は、次のとおりとなっております。

(1) 岩部クルーズ運航事業予算内訳

(単位：円)

科 目	予算額	内 容
人 件 費	4,789,113	・運航責任者兼クルーズガイド ・クルーズ受付 ・クルーズ船長（運航業務）外
運 航 費	550,000	・燃料費、保険料外
船・乗船場整備費	175,000	・タラップ設置、船定期清掃外
受付場所整備費	90,000	・休憩スペース整備
消耗品費等	90,000	・一般消耗品外
役 務 費	216,000	・携帯電話料外
プロモーション業務費	866,000	・リーフレット作成 ・雑誌掲載 PR ・ホームページ管理費 ・プロモーション旅費（東京外）
諸 経 費	405,887	上記費用の10%以内
消 費 税	718,200	10%
合 計	7,900,200	

(2) 岩部地区交流センター施設管理予算内訳

(単位：円)

科 目	予算額	内 容
管 理 清 掃 費	211,000	通年（管理清掃：週2回）
施設除排雪業務費	138,000	業務期間12月～3月（4か月）
合 計	349,000	

(3) 岩部地区交流センター物販状況

(単位:個、円)

区 分	R1		R2		R3	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
サイダー	290	62,264	239	52,580	178	39,160
レモネード					101	22,220
水	216	27,889	135	17,550	143	18,570
するめ	24	7,782	29	10,870	6	2,280
その他	66	41,448	144	89,214	193	107,910
合計	596	139,383	547	170,214	621	190,140

※上記資料は、一般社団法人福島町まちづくり工房提供数値

5 令和4年度の運航事業の考え方について

岩部クルーズの運航については、一昨年、昨年と本来の運航ができていない状況にあり、新型コロナウイルス感染症の状況によるものの、令和4年度が本来の意味での実質的な本格運航の年となると考えております。

ただ、ここ2年間の厳しい状況においても、町と福島町観光協会、委託先である一般社団法人福島町まちづくり工房が連携し、創意工夫を重ねてきたことにより、着実に利用者の増加に繋がっており、このことを踏まえ、現行の管理委託方式を踏襲しながら令和4年度から指定管理者制度へ移行することで考えております。

II 岩部クルーズ運航事業及び両記念館の指定管理者制度の導入について

1 これまでの経緯について

福島町指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、横綱記念館及び青函トンネル記念館の指定管理者制度の導入時期として、第1次導入施設に位置付けられております。

町では、これらを踏まえて、令和元年11月22日開催の経済福祉常任委員会において、横綱記念館及び青函トンネル記念館並びに岩部クルーズ事業に関する指定管理者制度導入の考え方を説明しております。

当委員会意見では、両記念館については、事業委託の経緯や事業に係る組織体制・経営的収支・町の支援と関係機関との共同の在り方等の精査が必要との意見をいただき導入を見合わせております。また、岩部クルーズ事業については、今後1年間を検討期間として慎重に対応するよう意見をいただいたところ

であります。

また、令和2年12月18日開催の岩部クルーズ運航事業に係る経済福祉常任委員会では、運航時間の調整、運航回数の増及び有利な財源確保の可能性について意見をいただいております。

町では、これまでの委員会の意見を踏まえて、指定管理者制度への移行準備を進めてきたところであり、岩部クルーズ事業を先行して進めるよう考えております。

2 各施設の現状及び利用状況について

各施設の状況は、新型コロナウイルス感染症による施設の休館や全国的な外出自粛の影響により、入館者数は減少となっておりますが、公益社団法人北海道観振興機構が主催する観光プロモーション活動に積極的に参加し、道内外に岩部クルーズ事業や両記念館などのPRを行っております。また、旅行商品を取扱う事業者へ積極的に観光モデルコース等のプレゼンテーションを行い、教育旅行や一般ツアー等の団体旅行客の誘致にも繋がりを見せはじめております。

なお、団体誘致に魅力となっているのは、観光担当職員による施設のボランティアガイドが挙げられております。

(1) 横綱記念館の状況について

横綱記念館については、現在、太平ビルサービス株式会社へ業務委託しており、管理業務及び清掃業務は良好に管理運営されております。

当施設については、建設から25年が経過し、老朽化が目立つようになり、これらに対応するため、令和2年度に経年劣化調査を実施しました。

その調査結果において、早急に修繕が必要な箇所を指摘されており、緊急的なものにあっては逐次対応しながら第6次福島町総合計画において、今後、計画的に対応することで協議を進めております。

なお、近年の利用状況は、令和元年度まで約1万2千人台で推移していましたが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、入館者が極端に減少しており、今年の見込みでは令和元年度の半分程度に減少する見込みとなっております。

過去3年間の利用者及び入館料等の推移は、次の表のとおりです。

ア 横綱記念館の入館者数及び収入の状況

区分	入館者数 (人)	収入の内訳 (円)		
		入館料	その他収入	計
R 1	11,939	4,566,647	119,900	4,686,547
R 2	6,754	1,814,792	61,100	1,875,892
R 3	3,864	1,650,600	0	1,650,600

※令和3年度の入館料は、10月15日現在です。

イ 令和3年度の予算内訳

科目	予算額 (円)	内容
報償費	200,000	稽古土俵整備謝金
需用費	3,777,000	光熱水費 1,456 千円、修繕費 902 千円外
役務費	408,000	通信運搬費 231 千円外
委託料	12,385,000	施設管理委託 7,902 千円外
使用料及び賃借料	48,000	AED借上料
合計	16,818,000	

(2) 青函トンネル記念館の状況について

青函トンネル記念館については、現在、福島町商工会へ業務委託しており、管理業務及び清掃業務は良好に管理運営されております。

当施設については、平成17年の建設で比較的新しい施設となっており、これまで大きな補修等を実施することなく経過してきております。

しかし、映像機器等の不具合等が発生し始めており、今後、定期的なメンテナンスが必要な時期となっております。

なお、近年の利用状況及び利用料は、横綱記念館と同様の傾向となっており、令和元年度に約9千人あった入館者数が令和2年度には7千人台となり、前年対比で22.1%の減少となっております。

過去3年間の利用者及び入館料等の推移は、次の表のとおりです。

ア 青函トンネル記念館の入館者数及び収入の状況

区分	入館者数 (人)	収入の内訳 (円)		
		入館料	その他収入	計
R 1	9,140	2,651,812	3,080	2,654,892
R 2	7,117	1,721,378	0	1,721,378
R 3	4,379	1,366,682	0	1,366,682

※令和3年度の入館料は、10月15日現在です。

イ 令和3年度の予算内訳

(単位：円)

科 目	予算額	内 容
報 償 費	30,000	説明員報償費
需 用 費	3,024,000	光熱水費 2,029 千円、燃料費 495 千円外
役 務 費	232,000	通信運搬費 219 千円外
委 託 料	7,734,000	施設管理委託 6,075 千円外
使用料及び賃借料	48,000	A E D 借上料
合 計	11,068,000	

3 指定管理者制度への移行にあたっての基本的な考え方について

町では、指定管理者制度の移行にあたっては、福島町指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、これまで吉岡温泉「ゆとらぎ館」及び「製氷貯氷施設」の二つの施設を指定管理しております。

福島町指定管理者制度運用ガイドラインの第1次導入施設とされている両記念館については、施設の形態が顕彰施設的な意味合いが強く、現状の入館状況を鑑みても指定管理者制度のメリットが薄いものと考えられますので、町では、現行の業務委託体制を維持することといたします。

一方、岩部クルーズ事業及び岩部地区交流センターに関しては、1年を通しての運航ができていない状況ではありますが、令和3年度の実績においても堅調に利用者を増やしており、交流センター内における販売促進を手掛けるなど、指定管理者制度の本来的目的である民間のノウハウを最大限に引き出せる要素を含んでいることなどを考慮し、令和4年度から指定管理者制度へ移行することといたします。

なお、指定管理者の指定及び協定締結の期間は、事業の成果を効果的に向上させるため、指定管理者制度運用ガイドラインを基本とし、標準期間の5年間を予定しております。

4 岩部クルーズ事業及び岩部地区交流センターの指定管理料の積算について

指定管理者制度へ移行するにあたっては、現行の管理委託を基本としますが、さらなる誘客を図る目的と民間のノウハウを最大限に生かすため、町がこれまで様々な国の補助制度等を活用して行ってきたプロモーションや元気プロジェクト事業などについても指定管理経費の中に盛り込む必要があるものと考えております。

また、指定管理料の積算にあたっては、乗船料収入の積算が重要となることから令和3年度の状態をベースに、令和4年度に想定される状態を考慮しつつ

算出することといたします。

なお、クルーズ事業は、天候に大きく左右される事業であり、収入の基本となる乗船料収入については、直近3か年の平均出航率（43.9%）をベースに積算することといたしますが、天候状況による欠航や新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続き、運航が困難となることなどを鑑み、率の調整を行い算出しております。また、収支計画に大きな変更が生じる場合は、柔軟に対応することといたします。

(1) 令和4年度乗船料収入（利用料）の基本となる試算

区 分	R 1	R 2	R 3	平均
①4～10月までの営業日数（日）	135	136	130	133
	4/29～10/10 まで 165日			
②期間内の出航率（%）	42.2	41.9	47.7	43.9
	3年平均は43.9%だが、 出航率40% で積算			
③1日当たりの出航回数（回）	1.9	1.9	2.3	2.0
	3年平均の 2.0回 で積算			
④期間内の出航日数（日）	57	57	62	59
	①165日×②40% = 66日			
⑤1日平均利用者（人）	17	21	25	21
	3年平均の 21人 で積算			

令和4年度の乗船料収入は、上記の3か年の基礎数値の平均を踏まえ算出した。

[大人]	66日	×	19人(21×0.9)	×	3,000円	=	3,762,000円
[小人]	66日	×	2人(21×0.1)	×	1,500円	=	198,000円
					計	=	3,960,000円

◆上記積算方法

④期間内の出航日数×⑤1日平均利用者×大人(0.9)・小人(0.1)割合×乗船単価

(2) 令和3年度当初予算と令和4年度指定管理料導入による予算の比較

区 分	令和3年度当初予算	令和4年度指定管理料（試算）
岩部クルーズ	<p>A 歳出計 7,901 千円</p> <p>（直接人件費 4,790 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任者兼が`仆` 2,400 千円 ・受付業務 702 千円 ・操船業務 1,688 千円 <p>（船体管理含）</p> <p>直接経費 1,987 千円 諸経費 406 千円 消費税 718 千円</p> <p>B 歳入計 3,684 千円</p> <p>A-B 4,217 千円-①</p>	<p>a 歳出計 8,527 千円-①</p> <p>（直接人件費 5,208 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイド業務 620 千円 ・受付業務 1,750 千円 ・操船業務 1,388 千円 ・船体管理業務 316 千円 ・清掃業務 88 千円 ・除排雪業務 180 千円 ・現場管理業務 866 千円 <p>直接経費 2,544 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運航経費 650 千円 ・船体管理費 200 千円 ・通信運搬費 160 千円 ・広告宣伝費 970 千円 ・センター管理費 564 千円 <p>一般管理費 775 千円</p> <p>b 歳入見込額 3,960 千円-②</p> <p>指定管理料基礎金額 ①-② 4,567 千円-③</p> <p>指定管理料（消費税含む） ③×1.1 = 5,024 千円</p>
交流センター	<p>C 歳出 891 千円</p> <p>（清掃業務 211 千円） （施設除排雪業務 138 千円） （需用費 401 千円） （役務費 126 千円） （使用料及び賃借料 15 千円）</p> <p>D 歳入 0 千円</p> <p>(C)-(D) 891 千円-②</p>	<p>指定管理料基礎金額 ①-② 4,567 千円-③</p> <p>指定管理料（消費税含む） ③×1.1 = 5,024 千円</p>
合 計 額	クルーズ及び交流センター 歳入歳出差引金額（①+②） 5,108 千円	クルーズ及び交流センター 歳入歳出差引金額（③） 5,024 千円…指定管理料
増減	—	<u>84 千円の減額</u>

5 関係条例の改正について

福島町グラスボート管理条例は、すでに指定管理者制度導入に向けた文書整理となっておりますが、指定管理者が柔軟に利用料を5,000円以内で設定できるよう改正するものであり、また、岩部地区交流センター管理条例については、町長又は指定管理者が管理できるよう改正するものであります。

(福島町グラスボート管理条例)

第1条 福島町グラスボート管理条例(令和元年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(利用料)</p> <p>第9条 利用者は、当該利用に係る料金(以下「利用料」という。)を支払わなければならない。<u>この場合の利用料は、別表1のとおりとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">運航時間等</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大人</th> <th style="text-align: center;">小人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>基本コース(90分)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>短縮コース(60分)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,250円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>短縮コース(30分)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,250円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>福島コース(福島漁港～吉岡漁港沖～福島漁港)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,250円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>室内でのガイド(荒天時)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p><u>1 大人は中学生以上とする。</u></p> <p><u>2 小人は小学生以下とする。</u></p>	運航時間等	利用料		大人	小人	<u>基本コース(90分)</u>	<u>3,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>短縮コース(60分)</u>	<u>2,500円</u>	<u>1,250円</u>	<u>短縮コース(30分)</u>	<u>2,500円</u>	<u>1,250円</u>	<u>福島コース(福島漁港～吉岡漁港沖～福島漁港)</u>	<u>2,500円</u>	<u>1,250円</u>	<u>室内でのガイド(荒天時)</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>	<p>(利用料)</p> <p>第9条 利用者は、当該利用に係る料金(以下「利用料」という。)を支払わなければならない。<u>ただし、利用料は、1便当たり5,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)以内とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表1 削除</p>
運航時間等		利用料																			
	大人	小人																			
<u>基本コース(90分)</u>	<u>3,000円</u>	<u>1,500円</u>																			
<u>短縮コース(60分)</u>	<u>2,500円</u>	<u>1,250円</u>																			
<u>短縮コース(30分)</u>	<u>2,500円</u>	<u>1,250円</u>																			
<u>福島コース(福島漁港～吉岡漁港沖～福島漁港)</u>	<u>2,500円</u>	<u>1,250円</u>																			
<u>室内でのガイド(荒天時)</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>																			

(2) 岩部地区交流センター管理条例

第2条 岩部地区交流センター管理条例(平成31年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理及び運営) 第3条 (略)	(管理及び運営) 第3条 (略)
(利用及び使用) 第4条 (略) 2 町長は、第1条の目的を妨げない範囲において、町内会活動、諸団体の会議、町民の集会及び催し等に使用させることができる。 3 前項の規定により施設を使用しようとする者は、別に定める手続により、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 4 (略)	(利用及び使用) 第4条 (略) 2 町長 又は指定管理者 は、第1条の目的を妨げない範囲において、町内会活動、諸団体の会議、町民の集会及び催し等に使用させることができる。 3 前項の規定により施設を使用しようとする者は、別に定める手続により、あらかじめ町長 又は指定管理者 の許可を受けなければならない。 4 (略)
(使用の制限) 第5条 町長は、施設の使用について次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。 (1)～(3) (略)	(使用の制限) 第5条 町長 又は指定管理者 は、施設の使用について次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。 (1)～(3) (略)
(使用の許可の取消し等) 第6条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し又は変更し、若しくは停止することが	(使用の許可の取消し等) 第6条 町長 又は指定管理者 は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し又は変更し、若しくは

できる。この場合において、使用の許可を受けた者に損害が生じた場合にあつても、町長はその責を負わないものとする。

(1)～(3) (略)

(使用料の納付)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を支払わなければならない。

2 町長は、公用その他公益上必要と認める事業に使用する場合は、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納付された使用料は還付しないものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償)

第9条 使用者が、使用により建物又は附属する物件を破損し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、これを減免することができる。

停止することができる。この場合において、使用の許可を受けた者に損害が生じた場合にあつても、町長はその責を負わないものとする。

(1)～(3) (略)

(使用料の納付)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を町長又は指定管理者に支払わなければならない。

2 町長又は指定管理者は、公用その他公益上必要と認める事業に使用する場合は、前項の使用料を減免することができる。

3 指定管理者が、あらかじめ町長の承認を得た場合、別表1に定めた額以下とすることができる。

4 町長は、法第244条の2第8項の規定により、使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納付された使用料は還付しないものとする。ただし、町長又は指定管理者が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償)

第9条 使用者が、使用により建物又は附属する物件を破損し、又は滅失したときは、町長又は指定管理者の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長又は指定管理者が特別の事情があると認めたときは、これを減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 岩部クルーズ事業の運営体制の強化・支援について

町では、継続的な運航を支援する目的で、今年度新たに操船の後継者候補となる地域おこし協力隊を1名採用しております。

また、クルーズ船の運航あたっては、クルーズガイド、運航船長の外、受付業務など必要な人員の確保が必要となることから、それぞれの業務を分担して業務に従事できるような人的支援も継続して行ってまいります。